

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件
(1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A202100874 令和4年2月4日(島根県) 令和4年2月15日	石油ストーブ(開放式)	RS-S23D	株式会社トヨミ	(火災、重傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	○運転中の当該製品から出火していたが、事故発生の詳細な状況は確認できなかった。 ○当該製品の外観は、全体的に焼損していたが、著しい焼損は認められなかった。 ○カートリッジタンクには灯油が残っており、ガソリンの混入は認められず、給油口の機構部に熱影響があったが、弁部分に異物は認められなかった。 ○天板裏側や燃焼筒の内筒及び燃焼筒先端の火皿にすすの付着はなく、異常燃焼が発生した痕跡は認められなかった。 ○しんに異常は認められず、しん調節つまみのスピンドル及びつまみ金具が緊急消火位置になっていることが認められた。 ○当該製品のものではない樹脂の溶融物が天板に付着し、内部にも樹脂の塊が付着していたが、溶融した樹脂の詳細は特定できなかった。 ○油受皿と置台は、隙間(燃焼用空気取入口)にほこりの堆積等の異常は認められなかった。 ●事故発生の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
2	A202300197 令和5年5月30日(東京都) 令和5年6月8日	屋外式(RF式)ガスふろがま(都市ガス用)	GSY-5M	株式会社ノーリツ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は34年以上前に製造された製品である。 ○当該製品の的外観は焼損及び変形が認められたが、製品内部のフィン部及びバーナーに変形等の異常は認められなかった。 ○ガス一次接続部の製品側接続部を閉塞し気密性を確認したところ、ホースエンドホルダーとホースエンド継手の接続部より漏えいが認められた。 ○事故発生より前にガス事業者が行った法定点検において、ガス一次接続部の製品側接続部からガス漏れが認められたため、ガス栓を閉じた上で使用禁止シールを当該製品含め貼付し、使用者に対して使用禁止説明を行っていた。 ●当該製品は、長期使用(34年以上)によりガス一次接続部からガスが漏えいしていたことを受けて、事故発生より前にガス事業者がガス栓を閉め、当該製品の使用を禁止して使用者へ説明したにもかかわらず、使用継続されたことで漏れたガスに引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ガス漏れに気付いたときは、すぐ使用をやめて、ガスの元栓を閉める。火を付けない。」旨、記載されている。	
3	A202300320 令和5年6月22日(千葉県) 令和5年7月13日	石油ストーブ(開放式)	RX-2216Y	株式会社コロナ	(火災) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○使用者は就寝前に当該製品を使用しており、当該製品を消火したと思い就寝したが、熱気で目が覚めたら火が立ち上がっており、屋外へ避難した。 ○当該製品は、全体が焼損し、さびが発生しており、天板の上に紙の炭化物が認められた。 ○置台の表面に焼損の痕跡はなく、吹き返し現象の状況は認められなかった。 ○当該製品にすすの付着等、異常燃焼の痕跡は認められず、油受皿及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。 ●事故発生の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A202300670 令和5年10月19日(滋賀県) 令和5年11月6日	石油温風暖房機(開放式)	FH-G3214Y	株式会社コロナ	(火災) 当該製品の電源プラグをコンセントに差し込んだ直後、火花が散ったため、コンセントから電源プラグを抜いたところ、当該製品の電源コード部を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグをコンセントに差し込んだところスパークが発生したので、電源プラグを抜いて床に置き、15分後に戻ってきたところ、壁とカーテンが燃えていたとの申出内容であった。 ○当該製品は、本体外觀及び内部に焼損や異常燃焼の痕跡はなく、内部の電装部品に短絡痕等の発火の痕跡はなかったが、壁の近くにあった当該製品の電源プラグは焼損していた。 ○電源コードは、電源プラグ側から80cmまでのコード中間部で被覆が溶融していたが、断線はなく導通が認められた。 ○電源プラグ部に、栓戸間でのトラッキング現象等、出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は、当該製品を3か月前に知人から譲り受け、事故発生時は初めての使用であった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
5	A202300672 令和5年9月17日(岡山県) 令和5年11月6日	ガスカートリッジ分離型ガスこころ	2000027316	コールマンジャパン株式会社(現 ニューウェルブランド・ジャパン合同会社)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品のバーナーに点火したところ、点火して10秒後、バーナーから大きな炎が上がり当該製品右側に設置された付属のサイドテーブルを焼損したとの申出内容であった。 ○当該製品は、専用ガスカートリッジを使用せず、他社製のアタッチメントが取り付けられており、新品のカセットこころ用カセットボンベが3本接続されていた。 ○他社製アタッチメントのホースは、カセットボンベが床面に届く長さを有しており、カセットボンベの切欠きの向きが下向きとなり得る状況であったが、カセットボンベを正しい向きに固定する器具等は認められなかった。 ○取扱説明書には、「性能・安全を維持するために、当社純正LPガス専用カセットボンベを使用する。」、「専用の付属品または指定のもの以外は使用しない。思わぬ事故の原因となる。」旨、記載されている。 ●詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に他社製アタッチメントを接続してカセットこころ用カセットボンベの切欠きが下向きとなり得る状態で使用していたことから、当該製品に液体の状態で燃料が供給され炎が立ち上がり事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
6	A202300694 令和5年10月13日(滋賀県) 令和5年11月15日	カセットこころ	CB-SS-50(岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド)	(火災) IH調理器の上に当該製品を置いた状態で当該製品を使用したところ、カセットボンベが破裂する火災が発生し、当該製品及び周辺が破損した。	○当該製品の外郭、容器カバーが著しく変形し、底面に円形の著しい熱変色が認められた。 ○底面の樹脂製脚は、底面金属との接触部に溶融が認められた。 ○当該製品及び当該製品に接続されていたカセットボンベにすずの付着は認められなかった。 ○当該製品に接続されていたカセットボンベのフランジに圧力感知安全装置が作動した際の打痕が認められた。 ○本体には、「IH調理器の上での使用及び保管はしない。事故の原因になる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品及び当該製品に接続されていたカセットボンベにガス漏れの痕跡は確認されないこと、本体底部に熱変色が認められたことから、外部からの熱源により当該製品の圧力感知安全装置が作動後もカセットボンベが加熱され続けたため、カセットボンベの内圧が上昇して破裂したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300696と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A202300755 令和5年11月20日(京都府) 令和5年11月30日	石油こんろ	KT-1612	株式会社コロナ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者の家族がマッチを用いて当該製品を点火し、使用者が当該製品を消火して外出後に帰宅すると、当該製品及び当該製品に近接していた可燃物が焼損していたとの申出内容であった。 ○当該製品は、可燃物が近接していた側の焼損が著しく、上部の縁に過熱痕が認められた。 ○燃燒筒の上部にある拡炎板は、上部に多量のすすが付着していたが、底部、内炎筒、外炎筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○しん調節つまみ、取っ手等の樹脂製部品は溶融、焼損していた。 ○固定タンクに油漏れの痕跡は認められず、置台に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ○しんの位置及びスピンドルDカット部の方向から、事故発生時は弱燃焼と推察された。 ○置台の縁にマッチの燃えさが数本あり、その内側に多数のマッチの燃えさが認められた。 ○取扱説明書には、「可燃物との距離を離す。」、「マッチ点火したとき、燃えかすをほこりが堆積したところに置くと、ほこりに引火して火災の恐れがある。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A202300793 令和5年11月24日(大阪府) 令和5年12月11日	石油ストーブ(開放式)	SX-E3514WY	株式会社コロナ	(火災、重傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	○当該製品は点火装置に点火不良があったため、使用者は当該製品を使用する際はマッチ等で点火していたとの申出内容であった。 ○当該製品は、全体が著しく焼損し、樹脂部品は焼失していた。 ○当該製品は、燃燒筒が上下逆に取り付けられた状態であった。 ○本体に装着されていたカートリッジタンクは、全体が焼損しており、油量計窓が焼失していたが、変形等の異常は認められなかった。 ○油受皿の内部に残油はなく、樹脂製タンク受けは焼失しており、底面は前面側とタンク受け側にすすの付着が認められた。 ○しんは、消火位置に下がっており、異常は認められなかった。 ○燃燒筒は、上下逆に設置された影響で、ガラス製外筒とセラミック製外筒の隙間にすすが著しく付着していたが、燃燒筒には異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「点火用ライターやマッチで点火した場合は、燃燒筒を正しくセットする。」、「炎の状態を確認する。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、油漏れの痕跡はなく、しんは消火位置に下がっており、燃燒筒の部品に不具合が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
9	A202300826 令和5年12月10日(岐阜県) 令和5年12月21日	石油ストーブ(開放式)	RSX-230	株式会社トヨミ	(火災) 社員寮で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を点火して約2時間後、炎が大きくなり火力調節ができず、可燃物に引火して火災になった。 ○当該製品の外観は焼損し、燃燒筒はガラス外筒表面にすすが付着していたが、燃燒筒下部にすすの付着はなかった。 ○しんは対震自動消火装置が作動した位置まで下がっていた。 ○カートリッジタンクに変形はなく、口金は閉まり、異常は認められなかった。 ○油受皿に残っていた燃料から、ガソリンの成分が検出された。 ●当該製品にガソリンを誤給油したため、異常燃焼が生じて火災に至ったものと推定される。 なお、当該製品の本体及び取扱説明書には、「ガソリンの使用を禁止する」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
10	A202300909 令和6年1月12日(兵庫県) 令和6年1月18日	石油ストーブ(開放式)	RB-251	株式会社トヨミ	(火災) 事務所で当該製品を使用 中、周辺を焼損する火災 が発生した。	○店舗の事務所で当該製品を使用していたところ、点火してから約6時間後に当該製品から出火し、炎が地面をはうように広がったとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品の外観は、天板に打痕があり、ガードの一部が外側に膨らんでいたが、焼損等の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の操作部、ガラス外筒を覆う金属プレート内外面、天板の裏面、ガラス外筒及び燃燒筒に過熱の痕跡やすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○固定タンクに油漏れや腐食の痕跡はなく、しんにタールは付着しておらず、異常は認められなかった。 ○置台に塗膜の変色、過熱及び吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ○当該製品を残油で運転し確認したところ、対震自動消火装置は正常に作動した。 ○事故発生場所は、窓がなく換気扇が動いていない部屋で、作業のためにシンナー、塗料及びスプレーが使用されていた。 ●当該製品は、室内で使用していた有機溶剤やスプレー缶により、床上に滞留した可燃性ガスに当該製品の火が引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「使用中は必ず換気する。」、「ストーブを使用している部屋で可燃性ガスが発生するものやスプレーを使用しない。爆発や火災の原因になる。」旨、記載されている。	

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件
(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1			該当なし				

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202200866 令和4年12月10日(香川県) 令和5年1月26日	高圧洗浄機(充電式)	(火災) 当該製品のバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品を購入した当日に1回使用した後、バッテリーを当該製品から外して充電を開始したところ、3時間半後に当該製品、バッテリー、充電器及び周辺が燃えているのを確認した。 ○事故発生時、当該製品にはバッテリーが装着されていなかったため、通電されていない状態であった。 ○樹脂製外郭は著しく焼損しており、内部のモーター、配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○近傍で充電していたバッテリーは樹脂製外郭が焼失し、基板及びリチウムイオン電池セル5個の全てが、著しく焼損していた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、充電中のバッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202200719と同一事故)
2	A202201096 令和5年2月11日(岡山県) 令和5年3月28日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 宿泊施設で当該製品をコンセントに接続したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品をコンセントに接続したところ異音が生じて焦げたにおいがしたとの申出内容であった。 ○当該製品の外観に焼損が認められ、電源プラグの根元付近にすずが付着し、熱による変色が認められた。 ○内部の基板、リチウムイオン電池セルには焼損やスパーク等の出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品への充電及び当該製品から他デバイスへの充電について動作を確認したところ、異常なく動作した。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品をコンセントに差し込んだ際に、栓穴とコンセント間に導電性の異物が入り栓穴に接触して短絡したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
3	A202201108 令和5年3月19日(山形県) 令和5年3月31日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(90歳代)が、当該製品とともに沢で発見され、死亡が確認された。	○事故発生現場は落ち葉で路肩のわかりにくい未舗装の林道で、ガードレールがない下りの右カーブとなった場所であり、当該製品と使用者は林道左側の2m下の沢に転落していた。 ○当該製品には転落による部品の破損がいくつか認められたが、ハンドル、ブレーキ、各スイッチ等の走行機能に異常は認められなかった。 ○当該製品のコントローラーにエラー履歴は記録されていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の走行機能に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
4	A202300236 令和5年6月18日(東京都) 令和5年6月21日	電気冷蔵庫	(火災) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、背面から左側面にかけて焼損しており、背面部下の機械室が著しく焼損していた。 ○当該製品の電源コードは、本体背面底部の金属製外郭の固定部から10～15cm離れた位置で断線しており、断線箇所には溶融痕が認められたが、当該箇所は通常の使用時に屈曲等の応力が加わる位置ではなかった。 ○基板、コンプレッサー、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コード断線部の溶融痕以外に異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A202300272 令和5年6月18日(埼玉県) 令和5年7月3日	電動車いす(ハンドル形)	(重傷1名) 店舗の駐車場で使用者 (70歳代)が当該製品を使用 中、転倒し、負傷した。	○使用者は、当該製品に乗車していて駐車した後、電源を入れたまま降車しようと座席から立ち上がろうとした際に、アクセルレバーに触れたことで意図せずに当該製品が動き、バランスを崩して転倒した。 ○当該製品は、アクセルレバーを押し下げることによって駆動し、他社類似品と同様の構造である。 ○事故発生場所は、平たんな屋外駐車場であった。 ○当該製品は、ミラー及び電源スイッチのキーが曲がっていたが、走行に関する装置及び電源スイッチの動作に異常は認められず、他に破損は認められなかった。 ○販売事業者が当該製品を販売する際、使用者及び家族へ試乗及び操作説明を実施し、電源を切った状態で乗降する旨の説明を行っていた。 ●当該製品は、走行に関する装置及び電源スイッチの動作に異常が認められないことから、使用者が電源を入れたまま降車しようと立ち上がろうとした際アクセルレバーに触れたことで意図せずに当該製品が動き、バランスを崩して転倒し、事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、駐車時には電源を切って電源スイッチのキーを抜いてから降車するよう手順が記載されている。	
6	A202300276 令和5年6月24日(埼玉県) 令和5年7月3日	電気洗濯機	(火災) 当該製品を使用中、当該 製品及び周辺を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は一般住宅の軒下に設置されていた。 ○当該製品は、本体背面及び右側面後方が焼損しており、洗濯槽が露出していた。 ○操作基板、モーター及びコンデンサー等の当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A202300282 令和5年6月23日(静岡県) 令和5年7月4日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品は、背面の配線口付近が焼損しており、配線口から天面側にずすが付着していた。 ○当該製品は、内部に冠水跡が認められた。 ○メイン基板は、冠水跡がある下側の電解コンデンサー部から上部のDC入力部分にかけて、銅箔パターンに沿って焼損しており、銅箔パターン上に取り付けられたフィルムコンデンサー及び電解コンデンサーは著しく焼損していた。 ○DC入力基板、フィルター基板、AC出力基板、通信基板、配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品の施工状況は、取付ベースと配線口用の防水プレートの接続部にコーキング処理が行われておらず、事故発生日の21日前に、事故発生場所では大雨が降っていた。 ●当該製品は、施工の際、防水コーキングが不十分であったため、内部に水分が浸入し、メイン基板上のコンデンサー端子間でトラッキング現象が発生し焼損したものと推定される。 なお、施工説明書には、「取付ベース板と配線口用防水プレートとの取り付け箇所には必ず隙間のないように防水コーキングをする。防水処理が不完全となった場合、発煙・発火・感電・故障に至る可能性がある。」旨、記載されている。	
8	A202300331 令和5年6月27日(大阪府) 令和5年7月18日	照明器具	(火災) 異音が生じたため確認する と、当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生して いた。	○当該製品のソケット内の電極や配線に異常は認められなかった。 ○当該製品の電源コードやフランジに焼損は認められなかった。 ○当該製品に接続していたLEDランプが焼損し、基板に一部欠損が認められた。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、接続していたLEDランプからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300330と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A202300464 令和5年8月25日(大阪府) 令和5年8月30日	エアコン(室外機)	(火災) エアコンの入替え作業を行っていたところ、爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	○工事業者がエアコン入替え作業時に冷媒回収(ポンプダウン)作業を行うため、冷房運転をして二方操作弁を閉め、その後、二方操作弁の接続配管のナットを緩めて2～3分当該製品から離れた際に爆発した。 ○圧縮機の金属製外郭が大きく破損し、内部のモーターが露出していた。 ○圧縮機のモーター、インバーター基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○二方操作弁(吐出側バルブ)は全閉、三方操作弁(吸入側バルブ)は全開状態であることが認められた。 ○三方操作弁に接続される太管は十分なトルクで接続されていたが、二方操作弁に接続される細管は外れていた。 ●当該製品は、エアコン入替え業者が冷媒回収の作業手順を過ったため、空気を吸引した圧縮機が異常高温高压状態となって破裂したものと推定される。 なお、冷媒の取扱説明書に、「二方操作弁及び三方操作弁を両方とも閉じた後圧縮機を停止させてから接続配管を外す。守らない場合、爆発のおそれがある。」旨、記載されているとともに、一般社団法人日本冷凍空調工業会では、「空気を吸い込み、そのまま圧縮機の運転を続けることで、圧縮機内部の温度が上昇し、破裂する事故につながる可能性がある。」旨、HP上で注意喚起をしている。	
10	A202300467 令和5年7月14日(東京都) 令和5年8月31日	草刈機	(重傷1名) 当該製品を使用中、回転した刈刃が当たり、左足を負傷した。	○使用者は、庭の草刈りのために当該製品を購入後、初めて使用を開始した際に、当該製品が制御不能となり、気が付くと刈刃が靴を貫通し、左足甲に刺さっていたとの申出内容であった。 ○当該製品の外観に異常は認められず、刈刃の取付状態は正常であった。 ○当該製品は、ハンドル側面に設置された安全ロックボタンを押しながらハンドルにあるスイッチを握ることで始動し、離すと停止する構造となっており、動作確認を実施した結果、異常は認められなかった。 ○当該製品のモーター部及びハンドル部の内部部品に異常は認められなかった。 ○取扱説明書には、「作業中はハンドル、補助ハンドルを手で確実に保持する。確実に保持していないと製品が振れてけがの原因になる。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の外観及び動作に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
11	A202300476 令和5年8月14日(大分県) 令和5年9月4日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は屋外に設置されており、金属製扉の内側及び庫内側面には、縦筋模様の水垂れ痕が確認され、製品内部への浸水が認められた。 ○当該製品の施工・保守マニュアルに記載されている配線口用防水プレートへの浸水防止のためのコーキングが施工されていないかった。 ○メイン基板の下部に位置する電解コンデンサー7個のうち、3個が基板から脱落し、脱落していたコンデンサーのうち、1個は端子部側の金属ケースが大きく焼失しており、当該コンデンサー周辺の基材は焼失して穴が空いていた。 ○電解コンデンサー7個全てにおいて、防爆弁に開裂はみられず、内部素子に異常は認められなかった。 ○電解コンデンサーの上部に位置するフィルムコンデンサー2個は基板から脱落し、2個ともに端子側から開裂しており、周辺の基材は焼失して穴が空いていた。 ○その他の電気部品に異常はなく、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、施工の際、防水コーキングが不十分であったため、内部に水分が浸入し、メイン基板上の電解コンデンサー端子間でトラッキング現象が発生し焼損したものと推定される。 なお、施工説明書には、「取付ベース板と配線口用防水プレートとの取り付ける箇所に必ず隙間のないように防水コーキングをする。防水処理が不完全となった場合、発煙・発火・感電・故障に至る可能性がある。」旨、記載されている。	
12	A202300479 令和5年8月25日(埼玉県) 令和5年9月5日	ルーター(充電式)	(火災) 店舗で当該製品を充電しながら使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はレンタル品として貸し出されており、事故発生の2年前にレンタル事業者によって純正バッテリーが非純正品のバッテリーに交換されていた。 ○当該製品は、非純正バッテリーを中心に焼損し、周辺の外郭樹脂が焼損、溶融していた。 ○当該製品のメイン基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○充電に使用していたUSBケーブル及びACアダプターは焼損しておらず、ACアダプターの出力電圧に異常は認められなかった。 ○非純正バッテリー内蔵の角形リチウムポリマー電池セルは内部の正極アルミ箔及びセパレーターが焼失し、著しく焼損していた。 ○取扱説明書には、「バッテリーを交換する際は指定の専用バッテリーを購入し、使用する。」旨、記載されている。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、装着されていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300599と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A202300607 令和5年9月22日(神奈川県) 令和5年10月6日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 当該製品に乗車していた 使用者(80歳代)が、当該 製品とともに山道で転倒し ているところを発見され、 死亡が確認された。	〇〇事故発生現場は斜度が約15度の急な坂道で、落ち葉の堆積が認められた。 〇当該製品は、転落による部品の破損がいくつか認められたが、ハンドル及びブレーキ、各スイッチ等の走行機能に異常は認められなかった。 〇当該製品の速度つまみの設定は4km/hで、前後進切替スイッチが前進状態であった。 〇取扱説明書には、「下り坂では速度つまみを約1～2km/hにして前進で慎重に降りる。」、「10度を超える急な坂道の走行は避ける。」、「砂利道等の悪路の走行は避ける。」旨、記載されており、さらに当該型式品は、前後方向に約10度以上、又は、左右方向に約5度以上傾いた時に傾斜表示灯が点灯し、前後及び左右方向に約12度以上傾いた時に警告ブザーが鳴動することで、使用者へ危険を知らせる装置が搭載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は走行機能に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
14	A202300609 令和5年9月23日(愛知県) 令和5年10月6日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	(火災) 事務所で当該製品を延長 コードに接続して使用中、 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	〇当該製品含む2台の光回線終端装置が、それぞれ2台の延長コードに接続して棚に置かれていた。 〇光回線終端装置が2台とも焼損して、いずれも樹脂製外郭は焼失し、内部の制御基板のみが残存していた。 〇制御基板は、いずれも焼損が著しく、一部の電気部品が基板から外れていたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 〇ACアダプターは、1台は樹脂製外郭が溶融していたが、内部の基板に異常は認められず、もう1台は、原形をとどめており、異常は認められなかった。 〇棚に置かれていた2台の延長コードのうち1台のマルチタップが焼損し、マルチタップ内部の配線部に溶融痕が認められた。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300677と同一事故)
15	A202300638 令和5年9月11日(山口県) 令和5年10月24日	草刈機	(重傷1名) 当該製品を使用中、右足 に火傷を負った。	〇傾斜地で、身体の前に当該製品を持ち上げて草刈り作業を行っていたところ、火傷した。 〇当該製品の外観に破損や変形はなく、マフラーに穴空き等の異常は認められなかった。 〇当該製品の各部にボルトの緩み等の異常は認められなかった。 〇当該製品を運転したところ、動作状態に異常は認められなかった。 ●当該製品に異常が認められないことから、当該製品のエンジン部が身体の後ろに位置するように持つべきところを、身体の前に持ち上げて運転していたことで、排気ガスが身体に当たり火傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「身体の前に本製品を持ってくる作業姿勢はやめる。火傷に至るおそれがある。」、「運転中のエンジンや排気ガスに当たらないようにする」旨、記載されており、エンジン部が身体の後ろに位置する持ち方がイラストで記載されている。	
16	A202300649 令和5年10月11日(埼玉県) 令和5年10月26日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	(火災) 当該製品に亀裂があるの を確認し、分解しようとハ サミを入れたところ、当該 製品を焼損する火災が発生した。	〇当該製品は、駆動用バッテリーとして同事業者製のドローン購入時に同こんされている製品であった。 〇使用者は当該製品を装着したドローンを使用中、機体を河原の砂利上へ墜落させてしまった。 〇墜落後、当該製品の充電を2回試みたが充電できず、状態を確認すると樹脂製外郭には亀裂が生じており、使用者が内部の状態を確認するため、当該亀裂からはさみを用いて分解を試みたところ、発煙し出火したとの申出内容であった。 〇当該製品内蔵のリチウムポリマー電池セル6個は焼損し、最も外側に設置されていた電池セルのアルミラミネートフィルム製外装及び電極体には、穴空き及び損傷が認められた。 ●当該製品は、使用者がはさみを用いて分解を試みた際、内蔵のリチウムポリマー電池セルを損傷させたため、内部短絡が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。 なお、当該製品とともに同こんされているドローンの安全に関するガイドラインによれば、「バッテリーの分解や穴空けを行わない。墜落や激しい衝撃を受けた場合には、バッテリーを使用しない。火災の原因となる。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A202300652 令和5年10月23日(愛知県) 令和5年10月27日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、背面下部にある機械室周辺から上部に向かって焼損していたが、その他の外郭及び庫内に焼損は認められなかった。 ○機械室は、ファンモーター及び熱交換器が焼損していたが、コンプレッサーは焼損していなかった。 ○ファンモーターは、樹脂製フレーム及びファンが焼失してモーター本体が脱落して焼損していたが、モーター内部の巻線、内部基板及び接続配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○コンプレッサーは、焼損した樹脂が上部に付着していたが、接続端子及び接続配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ○天面に取り付けられている基板は焼損しておらず、電流ヒューズは切れていなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
18	A202300697 令和5年7月21日(東京都) 令和5年11月15日	ヘアドライヤー	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品の電源を入れたところ、しばらく動作したのち停止し、電源コードの本体側プロテクター端部から火花が出た。 ○電源コードの本体側プロテクター端部で片極の芯線が断線し、周辺の被覆が溶融して断線部に溶融痕が生じていた。 ○断線部近傍の電源コードにねじれが認められた。 ○当該製品は電源コードの断線部以外に焼損は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードの本体側プロテクター端部に過度な応力が繰り返し加わったため、電源コードの芯線が断線し、スパークが生じて焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたり、ねじったり、破損するようなことはしない。火災、ショートの原因となる。」旨、記載されている。	
19	A202300700 令和5年11月1日(長野県) 令和5年11月16日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品から発煙する火災が発生した。	○当該製品は、集合住宅の開放廊下で10年以上設置されており、金属製外郭にさびが発生し、内部に昆虫の死骸、ほこり等の異物付着が認められた。 ○金属製外郭上面の通気孔にすずが付着し、内部は前面の金属製外郭と基板間に挿入された絶縁シートが焼損して穴が空き、ノイズフィルター基板が著しく焼損していた。 ○ノイズフィルター基板は、異極回路の銅箔パターン間で基材が焼失し、フィルムコンデンサー等、周囲の電子部品が焼損していた。 ○制御基板、インバーター基板等、その他の基板及び電子部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は屋内に取り付ける仕様の製品であった。 ●当該製品は、屋内設置用であるが、屋外に設置されていたため、内部にほこりや湿気等が浸入して、ノイズフィルター基板上でトラッキング現象が発生し、焼損したものと推定される。 なお、施工説明書には、「屋内取り付け商品」、「湿気・ほこりの多い所、冷気が直接あたる所、結露のある所、屋外に設置しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	
20	A202300702 令和5年11月5日(茨城県) 令和5年11月16日	IH調理器	(火災) 当該製品で鍋に入れた油を加熱中、鍋の油から出火する火災が発生し、周辺を汚損した。	○使用者は揚げ物調理をするため、少量の油を入れ、当該製品で加熱したところ、鍋の中の油が発火した。 ○事故発生時に使用された片手鍋の内側には、高さ8mmの油面痕跡があり、その状態から発火時の油量は約120gであったと推察される。 ○事故発生時に使用していた鍋は、市販の片手鍋で、鍋底中央部に1mmのへこみがある形状であり、外側の一部に打痕のようなへこみが確認された。 ○当該製品に出火の痕跡は認められず、事故発生後に当該製品で付属の鍋を用いて、取扱説明書で指定された油量及び加熱操作方法で加熱した結果、温度制御に異常は認められず、発火には至らなかった。 ○取扱説明書には、揚げ物調理の際、「付属の天ぷら鍋以外は絶対に使わない。底に凹凸やそりのある鍋で揚げ物をしない。」、「油は500g未満では絶対に調理しない。油は、500～800gの範囲で調理すること。」、「揚げ物調理中は絶対にそばを離れない。」旨、記載されている。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の温度制御に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
21	A202300709 令和5年10月31日(東京都) 令和5年11月17日	発電機(携帯型)	(CO中毒、軽症3名) 作業場で当該製品を使用 中、一酸化炭素中毒によ り3名が軽症を負った。	○使用者3名がビルの内部改装工事で電動工具を使用するために室内で当該製品を運転して作業していたところ、気分が悪くな り、病院で受診したところ、一酸化炭素中毒と診断された。 ○事故発生時、全ての窓やドアを閉めた状態で当該製品を運転していた。 ○当該型式品の本体表示は燃料タンクの給油口が位置する本体上面に貼付されており、「換気の悪い場所では運転しない。」、 「安全のため、使用前に必ず取扱説明書を読む。」旨、記載されている。 ●当該製品は、換気の不十分な屋内で使用したため、排気ガスが滞留し、一酸化炭素濃度が上昇して事故に至ったものと推定さ れる。 なお、取扱説明書には、「エンジンの排気ガス中には、人体に有害な成分が含まれているので、室内・トンネル等の換気の悪い所 では運転しない。」旨、記載されている。	
22	A202300712 令和5年10月10日(和歌山県) 令和5年11月20日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 店舗で当該製品のバッテ リーを交換中、当該製品 から発煙する火災が発生 した。	○修理作業者が当該製品のバッテリー交換作業中に樹脂製のヘラを数回バッテリーと本体の隙間に差し込んだところ、炎が出たと の申出内容であった。 ○当該製品内部の基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーの電極体は、ヘラによる外力が加わったとみられる箇所、外周から複数の層に穴空きが認められた。 ○修理作業者は、輸入事業者から提供されているサービスマニュアルに記載のない方法でバッテリーの取り外し作業を行ってい た。 ●当該製品は、修理作業者がサービスマニュアルと異なる方法でバッテリー交換を実施したため、バッテリーに外力が加わったこと で損傷し、異常発熱して発煙したものと推定される。	
23	A202300768 令和5年11月28日(神奈川県) 令和5年12月4日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品の運転状態は不明であった。 ○当該製品は全体的に著しく焼損し、樹脂製部品の大部分が焼失していた。 ○制御基板は焼損し変形していたが、基材に欠損及び穴空きはなく、出火の痕跡は認められなかった。 ○内外連絡線、圧縮機、ファンモーター、リアクター、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、 製品に起因しない事故と推定される。	
24	A202300803 令和5年11月1日(岐阜県) 令和5年12月13日	電気鍋	(火災) 工場で当該製品で溶剤を 加熱中、溶剤から出火す る火災が発生し、当該製 品を焼損した。	○当該製品は、購入されてから3年間、工場の就業日に就業時間の約8時間半、機械の金属製フィルターの洗浄用溶剤を加熱する ために使用されていた。 ○当該製品は、樹脂製外郭の側面の約半分が焼損していたが、底面はほとんど焼損しておらず、鍋の中には焼損物が溜まってい た。 ○当該製品の温度調節器は、温度表示シールが焼失しているのみで、出火の痕跡は認められず、温度調節位置は保温位置で あったが、内部の接点は荒れが著しく、溶着した痕跡が認められた。 ○ヒーター、電源コード等、その他の電気部品に異常発熱及び出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、工場で溶剤の加熱用として就業日の就業時間中使用されていたため、温度調節器内部の接点が劣化して溶着し、 連続通電となって溶剤が過熱され、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「業務用に使用しない。」、「調理以外に使用しない。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A202300807 令和5年5月21日(兵庫県) 令和5年12月15日	電気湯沸器	(火災) 飲食店で当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の本体は焼損しているものの原形をとどめていた。 ○当該製品の電源コードが途中で直角に屈曲した状態でコンセントに接続されており、屈曲した箇所で結び目が認められた。 ○電源コードの電源プラグ側が著しく焼損しており、電源コードの屈曲箇所に溶融痕が認められた。 ○電源プラグ及びマグネットプラグに短絡や接触不良の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードが過度な屈曲状態で使用されていたため、芯線が断線して異常発熱し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火災のおそれがあるため、電源コードは傷んだ(傷つける、無理に曲げる)状態で使用しない。」旨、記載されている。	
26	A202300888 令和6年1月4日(大阪府) 令和6年1月11日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、他社製のUSB充電器が接続されていた差込口の個別スイッチ部が著しく焼損しており、裏蓋側にも焼損が認められた。 ○タップ部を分解したところ、スイッチ部の焼損部付近に液体の付着が認められた。 ○焼損したスイッチ内部には多量のすすが付着していたが、スイッチ内部の各接点に溶着、接点表面の荒れは認められなかった。 ○焼損したスイッチ部の樹脂製外郭を取り除いたところ、電極板が異極間で溶融し、欠損していた。 ○その他の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。 ○製品パッケージ上の注意表示には、「水のかかる場所で使用しない。」旨、記載されている。 ●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、タップ部の内部に液体が浸入したため、電極板の異極間でトラッキング現象が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
27	A202300891 令和5年12月19日(大阪府) 令和6年1月12日	電気温水器	(火災、軽傷1名) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。	○当該製品内部に焼損等の異常は認められず、近傍の樹脂配管等が著しく焼損していた。 ○当該製品に接続されていた電源線が局所的に折れ曲がり、近傍で断線し異極間の短絡痕が確認された。 ○当該製品の設置当時における電源線の接続工事について詳細な内容は確認できなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められず、接続された電源線が異極間で短絡したため出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
28	A202300908 令和6年1月6日(京都市) 令和6年1月18日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかったが、電源プラグは壁コンセントの上側に接続されていた。 ○当該製品の電気部品及び内部配線に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。 ○当該製品の電源コードが中間位置で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、断線箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではなかった。 ○壁コンセントの下側に接続されていた給水ポンプの電源部は、著しく焼損していた。 ●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(A202300961と同一事故)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
29	A202300921 令和6年1月13日(京都府) 令和6年1月23日	エアコン	(火災) 病院で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品は、外観上背面の一部のみ焼損していた。 ○内外連絡線は、単線のVVVFケーブルとより線のキャブタイヤケーブルが差込型コネクタで途中接続されており、接続箇所が著しく焼損していた。 ○電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○機器内部の端子板、電装部等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、据付工事の際に施工事業者が内外連絡線を途中接続したため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、据付説明書には、「接続ケーブルの途中接続はしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	
30	A202300930 令和5年12月8日(東京都) 令和6年1月24日	ノートパソコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品付属のACアダプターのACコードは、コネクタのプロテクター部根元で絶縁樹脂が溶融して穴が空き、芯線に断線及び溶融痕が認められた。 ○ACアダプター本体、DCプラグ、DCコード及び電源プラグに焼損等の異常は認められなかった。 ○ACアダプターに正常なACコードを接続して通電した結果、出力電圧に異常は認められず、同等品本体を充電可能であった。 ○事故発生以前、ACアダプターで充電ができない不具合が生じていた。 ○当該製品本体は使用者が継続使用しているため、確認できなかった。 ●当該製品は、ACアダプターのACコードにおいて、コネクタのプロテクター部根元に過度な外力が加わったため、芯線が半断線状態となり、異常発熱して短絡し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを傷つけたり、破損したり、無理に曲げたりしない。火災、感電の原因となる。」、「異常や故障が生じた際は直ちに使用を中止し、修理について販売店に相談する。」旨、記載されている。	
31	A202300941 令和6年1月17日(東京都) 令和6年1月26日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品が落下し、当該製品から発火する火災が発生した。	○当該製品を意図せず落下させてしまった際に、誤って踏んでしまったところ、当該製品の液晶画面側から発煙し、出火した。 ○当該製品は外観上、液晶画面に局所的なひび割れが認められ、その裏側に位置する背面パネルの同じ位置関係の箇所にもひび割れが認められた。 ○内蔵のリチウムイオン電池セルのアルミラミネートフィルム外装は、液晶画面に接する箇所に局所的な穴空き及び焼損が認められ、背面に接する箇所にも損傷が認められた。 ○基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品を意図せず落下させて踏んだ際に、内蔵のリチウムイオン電池セルに外力が加わったため、電池セルが異常発熱して出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「当該製品を落下させる、踏みつける等、強い力を加えない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	
32	A202301024 令和6年2月3日(愛知県) 令和6年2月15日	電気炊飯器	(火災) 当該製品をコンセントに接続していたところ、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、樹脂製外郭の前側が焼損していた。 ○炊飯部は、外釜の樹脂製胴部前側の一部に熱変形が認められたが、内釜自体に焼損は認められず、電源プラグをコンセントに接続した結果、正常に起動した。 ○本体底面のIHヒーターに溶融痕等の出火の痕跡はなく、熱変形が認められた胴部に取り付けられたヒーター線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○本体後部に取り付けられているメイン基板、冷却ファン等の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。 ○蓋のヒーター部に焼損はなく、蓋内部の操作基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	